

資料ふぁいる

平成30年7月豪雨被災地における公文書等の 保全・保存に関する要望書

全史料協では、平成30年8月8日付けで「平成30年7月豪雨被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書」を内閣総理大臣あてに、また、平成30年8月15日付けで総務大臣・文部科学大臣あてに提出しました。

平成30年8月8日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）

会長 定兼 学



平成30年7月豪雨被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）は、公文書等の保存と利用促進を目的として昭和51年に結成した団体で、地方公共団体、大学の公文書館、文書館等の機関及びその職員等で構成しています。

さて、この度の平成30年7月豪雨により、西日本をはじめとした被災地では甚大な被害が発生しています。この被害には多くの公文書等の毀損・散逸も含まれています。被災した公文書等の保全及び救済・復元は、当該地方公共団体の行政運営はもとより、地域住民の生活と多様な文化の再生のために不可欠であり、地域の復興に取り組む上でも極めて重要なものです。

さらに、災害直後から発生する被災経過や今後の復興過程を記録する多様な資料は、国民の知る権利や後世への説明責任のためにも収集・保存を確実に行わなければなりません。

2011年4月1日施行の「公文書等の管理に関する法律」第34条では、地方公共団体にその保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務を課しています。今回の豪雨災害による被害は極めて広範かつ深刻であることから、地方公共団体の被災公文書等の救済については被災者の努力にのみにゆだねることなく、国による特別な対応と支援が必要です。

つきましては、今回の被災地にある公文書等の現状を把握し、各地方公共団体において速やかに的確な施策を実施できるよう、国におかれては下記の事項について対応支援をとられますよう強く要望いたします。

内閣総理大臣 安倍 晋三様より、所管省庁へご指示賜りますようお願い申し上げます。かつ、国民に向けて公文書等の保全・保存に尽力する旨を宣言していただきたく存じます。

謹んでお願い申し上げます。

記

1 救済活動の支援

被災地の公文書等の救済と保全について万全を期すとともに、その保全・保存活動を行う地方公共団体、ボランティア等に対する予算措置を含む支援措置を講じ、必要な人的派遣や施設の確保についての支援を行うことをお願いします。

2 被災実態調査の支援

国において被災地方公共団体における公文書等の被災実態の調査を行い、併せて、被災企業をはじめ民間団体や個人の記録等についても可能な限り調査の対象とすることをお願いします。

3 被災施設の復旧支援

被災した地方公共団体の公文書館等の施設復旧・再建に必要な支援を行うことをお願いします。

4 資料の代替復元の支援

被災地方公共団体において失われた公文書等については、国、県、市町村、図書館・博物館等が保管、所蔵する他の公文書等や資料から代替復元する方策を検討するとともに必要な支援を行うことをお願いします。

5 被災から復興までの記録管理の支援

被災から復興過程を含む復興までの全体を公文書として記録し保存するとともに、被災に係る民間記録も含めた多様な媒体の資料を収集・保存し継承することに必要な支援を行うことをお願いします。

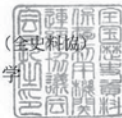


平成30年8月15日

総務大臣 野田 聖子 様

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）

会長 定兼 学



平成30年7月豪雨被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）は、公文書等の保存と利用促進を目的として昭和51年に結成した団体で、地方公共団体、大学の公文書館、文書館等の機関及びその職員等で構成しています。

さて、この度の平成30年7月豪雨により、西日本をはじめとした被災地では甚大な被害が発生しています。この被害には多くの公文書等の毀損・散逸も含まれています。被災した公文書等の保全及び救済・復元は、当該地方公共団体の行政運営はもとより、地域住民の生活と多様な文化の再生のために不可欠であり、地域の復興に取り組む上でも極めて重要なものです。

さらに、災害直後から発生する被災経過や今後の復興過程を記録する多様な資料は、国民の知る権利や後世への説明責任のためにも収集・保存を確実に行わなければなりません。

2011年4月1日施行の「公文書等の管理に関する法律」第34条では、地方公共団体にその保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務を課しています。今回の豪雨災害による被害は極めて広範かつ深刻であることから、地方公共団体の被災公文書等の救済については被災者の努力にのみにゆだねることなく、国による特別な対応と支援が必要です。

つきましては、今回の被災地にある公文書等の現状を把握し、各地方公共団体において速やかに的確な施策を実施できるよう、国におかれては下記の事項について対応支援をとられますよう強く要望いたします。

記

1 救済活動の支援

被災地の公文書等の救済と保全について万全を期すとともに、その保全・保存活動を行う地方公共団体、ボランティア等に対する予算措置を含む支援措置を講じ、必要な人的派遣や施設の確保についての支援を行うことをお願いします。

2 被災実態調査の支援

国において被災地方公共団体における公文書等の被災実態の調査を行い、併せて、被災企業をはじめ民間団体や個人の記録等についても可能な限り調査の対象とすることをお願いします。

3 被災施設の復旧支援

被災した地方公共団体の公文書館等の施設復旧・再建に必要な支援を行うことをお願いします。

4 資料の代替復元の支援

被災地方公共団体において失われた公文書等については、国、県、市町村、図書館・博物館等が保管、所蔵する他の公文書等や資料から代替復元する方策を検討するとともに必要な支援を行うことをお願いします。

5 被災から復興までの記録管理の支援

被災から復興過程を含む復興までの全体を公文書として記録し保存するとともに、被災に係る民間記録も含めた多様な媒体の資料を収集・保存し継承することに必要な支援を行うことをお願いします。



平成30年8月15日

文部科学大臣 林 芳正 様

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）

会 長 定 兼 学



平成30年7月豪雨被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）は、公文書等の保存と利用促進を目的として昭和51年に結成した団体で、地方公共団体、大学の公文書館、文書館等の機関及びその職員等で構成しています。

さて、この度の平成30年7月豪雨により、西日本をはじめとした被災地では甚大な被害が発生しています。この被害には多くの公文書等の毀損・散逸も含まれています。被災した公文書等の保全及び救済・復元は、当該地方公共団体の行政運営はもとより、地域住民の生活と多様な文化の再生のために不可欠であり、地域の復興に取り組む上でも極めて重要なものです。

さらに、災害直後から発生する被災経過や今後の復興過程を記録する多様な資料は、国民の知る権利や後世への説明責任のためにも収集・保存を確実に行わなければなりません。

2011年4月1日施行の「公文書等の管理に関する法律」第34条では、地方公共団体にその保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務を課しています。今回の豪雨災害による被害は極めて広範かつ深刻であることから、地方公共団体の被災公文書等の救済については被災者の努力にのみにゆだねることなく、国による特別な対応と支援が必要です。

つきましては、今回の被災地にある公文書等の現状を把握し、各地方公共団体において速やかに的確な施策を実施できるよう、国におかれては下記の事項について対応支援をとられますよう強く要望いたします。

記

1 救済活動の支援

被災地の公文書等の救済と保全について万全を期すとともに、その保全・保存活動を行う地方公共団体、ボランティア等に対する予算措置を含む支援措置を請じ、必要な人的派遣や施設の確保についての支援を行うことをお願いします。

2 被災実態調査の支援

国において被災地方公共団体における公文書等の被災実態の調査を行い、併せて、被災企業をはじめ民間団体や個人の記録等についても可能な限り調査の対象とすることをお願いします。

3 被災施設の復旧支援

被災した地方公共団体の公文書館等の施設復旧・再建に必要な支援を行うことをお願いします。

4 資料の代替復元の支援

被災地方公共団体において失われた公文書等については、国、県、市町村、図書館・博物館等が保管、所蔵する他の公文書等や資料から代替復元する方策を検討するとともに必要な支援を行うことをお願いします。

5 被災から復興までの記録管理の支援

被災から復興過程を含む復興までの全体を公文書として記録し保存するとともに、被災に係る民間記録も含めた多様な媒体の資料を収集・保存し継承することに必要な支援を行うことをお願いします。